

令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務委託契約書（案）

業務の名称 令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務
福島県相双農林事務所（農業振興普及部・森林林業部）

契約金額 金 （1人1時間当たり）
（うち、取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円）

契約期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

契約保証金

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「 」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、甲が行う業務を補助するために、乙が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、派遣労働者を甲に派遣すること及び派遣労働者が行う業務（以下「派遣業務」という。）を遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（派遣就業にかかる基本姿勢）

第2条 甲及び乙は、労働者派遣法及び労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令及び本契約を遵守し、派遣労働者に対し適正な労務管理を行うこととする。

2 甲は、本契約に定めた業務以外の業務に派遣労働者を従事させてはならない。

（派遣労働者が行う業務及び勤務場所等）

第3条 次の各号に掲げる事項については、別添仕様書のとおりとし、仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者の就業場所
- 三 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所名称
- 四 組織単位
- 五 派遣労働者を直接指揮命令する者
- 六 労働者派遣の期間、人数及び就業日
- 七 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 八 時間外労働及び休日労働の有無
- 九 派遣労働者の安全及び衛生の確保に関する事項
- 十 派遣労働者からの苦情の処理に関する事項
- 十一 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度
- 十二 本契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- 十三 派遣元（乙）責任者及び派遣先（甲）責任者に関する事項
- 十四 派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与に関する事項
- 十五 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置
- 十六 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

十七 派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別

(乙の履行義務等)

第4条 乙は、甲に対して、本契約及び仕様書に定めるところに従い、派遣業務を提供しなければならない。また、甲乙協議の上、仕様書が変更されたときは、変更された仕様書に従って派遣業務を実施しなければならない。

(権利義務譲渡の禁止)

第5条 乙は、甲の書面による承諾なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約及び本契約に関連して生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、又は担保に供してはならない。

(再派遣等の禁止)

第6条 乙は、他の労働者派遣事業者から派遣を受けた労働者を甲に再派遣してはならない。
2 乙は、派遣業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

(派遣業の許可又は届出の明示)

第7条 乙は、本契約を締結するに当たり、あらかじめ甲に対し、労働者派遣法第5条第1項の規定による労働者派遣事業の許可を受けていることを明示しなければならない。
2 乙は、前項により明示した労働者派遣事業の許可について、本契約期間中に、労働者派遣法第10条に規定する有効期間が満了した場合には、その更新を受けていることを明示しなければならない。

(派遣労働者等の通知)

第8条 乙は、本契約にかかる派遣業務を遂行するため、あらかじめ労働者派遣法第35条に定める事項を甲に通知しなければならない。

(個別派遣契約の締結)

第9条 甲及び乙は、前条の規定により通知を受けたものについて、労働者派遣法第26条第1項各号に掲げる事項を定めた個別派遣契約（以下「個別契約」という。）を締結するものとする。
2 乙は、甲に労働者を派遣する都度、「労働者派遣通知書」を作成し、甲に通知する。
3 前項の「労働者派遣通知書」について、甲が承諾し受領したことをもって個別契約の成立とし、当該「労働者派遣通知書」を個別契約として取り扱うものとする。

(管理台帳の作成)

第10条 甲は、労働者派遣法第42条第1項に規定する派遣先管理台帳を作成しなければならない。
2 乙は、労働者派遣法第37条第1項に規定する派遣元管理台帳を作成しなければならない。

(就業の確保)

第11条 甲及び乙は、派遣労働者に対し適正な労務管理を行い、派遣業務の遂行に支障を生じ、又は甲の信用を害する等の不都合が生じないよう適切な措置を講じなければならない。
2 乙は、甲が派遣労働者に対し、その指揮命令下に労働を行わせることにより、労働基準法等の法令違反の生じることのないよう、時間外・休日労働協定その他所定の法令上の手続きをとらなければならない。
3 乙は、労働保険及び社会保険の適用に係る手続きを適切に進め、労働保険及び社会保険に加入する必要がある派遣労働者についてはその加入手続後、労働者派遣を行うものとし、その経費負担は乙が行うものとする。ただし、新規雇用する派遣労働者について労働者派遣を行う場合であって、当該派

遣労働者の派遣開始後、速やかに乙の経費負担において、労働保険及び社会保険の加入手続きを行う場合は、この限りでない。

- 4 乙は、労働基準法に基づき、派遣労働者には派遣業務に支障のない範囲において有給休暇の取得を認めるものとし、その経費負担は乙が負うものとする。
- 5 乙は、前項の規定により派遣労働者が休暇を取得するときは、原則として事前に甲に対して通知するものとする。
- 6 甲は、この派遣業務の遂行に必要な施設、設備等を甲の業務に支障ない範囲において、派遣労働者に使用させることができる。

(代替要員の確保)

- 第 12 条 乙は、派遣労働者が病気、事故、休暇の取得その他の事由により勤務できない場合は、速やかに甲にその旨を通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により派遣労働者が勤務することのできない場合には、乙に対して当該勤務することができない期間中の代替の派遣労働者の派遣を要請することができるものとする。
 - 3 乙は、前項の規定により甲から代替の派遣労働者の派遣要請があった場合には、その要請に応じるものとする。
 - 4 前項の代替の派遣労働者に対する契約金額等の諸条件は、本契約に準じるものとする。

(派遣先責任者・派遣元責任者・指揮命令者の選定)

- 第 13 条 甲及び乙は、それぞれ自己が雇用する労働者（法人の場合には役員を含む。）の中から「派遣先責任者」及び「派遣元責任者」を選任し、甲乙協力して適正な派遣就業のための措置を講じなければならない。
- 2 甲は、自己の事業のために派遣労働者を直接指揮命令・指導する「指揮命令者」を自己の雇用する労働者の中から定めなければならない。

(指揮命令等)

- 第 14 条 派遣労働者は、その派遣業務の実施に当たり、甲が定めた指揮命令者の指示に従うものとする。
- 2 指揮命令者は、派遣労働者を仕様書に定める業務以外に従事させないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に派遣業務を処理することができるよう、業務処理の方法、その他必要な事項を指揮命令・指導しなければならない。
 - 3 乙は、派遣労働者に対し、甲の指揮命令等に従って業務を遂行するとともに、職場の秩序及び規律の維持に努めるよう指導教育しなければならない。

(就業環境の安全及び衛生等)

- 第 15 条 甲及び乙は、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等に定める規定を遵守し、派遣労働者の安全衛生確保に努めるものとする。
- 2 甲は労働者派遣法その他の関係法令及び「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（平成 11 年労働省告示第 138 号）に従い、セクシュアルハラスメントの防止等適正な就業環境の確保に努めるものとし、乙は、甲の取組みに協力するものとする。

(苦情処理)

- 第 16 条 甲は、派遣労働者からその就業に関して苦情を受けた場合には、速やかに乙にその旨を通知し、甲乙協議して迅速かつ適正な処理を行うものとする。

(業務上の災害等)

第 17 条 派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害については、乙が労働基準法に定める使用者の災害補償責任並びに労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に定める事業主の責任を負うものとする。

- 2 通勤災害については、乙の加入する労働者災害補償保険法により派遣労働者は給付を受けるものとする。
- 3 乙が前 2 項の規定に基づく手続きを行う際には、甲は乙に協力するものとする。

(機密保持及び個人情報保護)

第 18 条 乙は、本契約の履行に関して取り扱い又は知り得た、機密情報及び個人情報について、本契約期間中はもとより契約終了後も、不正に漏えいし、開示し、又は不当な目的に使用する等してはならず、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならないものとする。

- 2 乙は、前項の義務を派遣労働者に周知するものとし、これを遵守させる責任を負うものとする。
- 3 前 2 項の義務に違反したことにより、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(調査等)

第 19 条 甲は、必要があると認めるときは、派遣業務の実施に関し乙に対して調査、又は指示を行い、若しくは報告を求めることができるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第 20 条 本契約の履行に関し、第 18 条に定める以外の事由で、故意又は重過失により第三者に損害を及ぼした場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。ただしその損害のうち甲の責めに帰す事由により生じたものについては、甲が負担し、その損害が甲乙双方の責めに帰すことができない場合は、その負担については甲乙協議して定める。

(派遣業務の変更等)

第 21 条 甲は、必要があると認めるときは、派遣業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、当該変更等の内容が本契約に定める契約金額、履行期限、その他の契約条件に影響を及ぼすものであるときは、変更契約を締結するものとする。

- 2 前項の規定による変更等によって乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し当該変更等のされた派遣業務の内容に係る派遣料金相当額の範囲で損害賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。ただし、当該変更等が甲の責に帰すべき事由と認められない場合はこの限りではない。

(協議解除)

第 22 条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定による契約の解除によって乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し、当該解除の時点で残存する派遣料金相当額の範囲で損害賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(甲の解除権)

第 23 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が、着手期間を過ぎても、正当な理由なく派遣業務に着手しないとき。
- 二 第 5 条の規定に反したとき。
- 三 派遣労働者に次の事項に該当する事項があることにより、派遣業務に支障が生じるとき。

- ア 不正な行為があったとき
- イ 正当な理由なく作業が著しく遅延するとき、又は作業に着手しないとき
- ウ 正当な理由なく甲の指示に従わないとき
- エ 作業状況に著しく誠意を欠くと認められるとき

四 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下「暴力団員」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に業務委託料債権を譲渡したとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

- ア 役員等（役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 乙が、契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当するものを契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変その他不測の事故等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合はこの限りではない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額に派遣予定時間から既に派遣された時間を減じた時間に乗じた金額の10分の1に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(乙の解除権)

第 25 条 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって派遣業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、当該解除の時点で残存する派遣料金相当額の範囲で損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第 26 条 契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する派遣料金を支払わなければならない。

(談合その他不正行為による損害賠償)

第 27 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として支払済額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第一号又は第二号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に独占禁止法の規定に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして、同法第 49 条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反行為があったとして、同法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により算出した賠償金の額を超える場合においては、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

3 第 1 項の解除の場合は、第 24 条第 1 項の規定を準用する。

(報告等)

第 28 条 乙は、派遣労働者が、毎勤務日終了後、勤務記録書を作成し、その内容について甲の定めた指揮命令者又は甲の指定する者の確認を受けるよう、派遣労働者に対して指導しなければならない。

2 乙は、毎月の派遣業務が終了するごとに、速やかに派遣労働者の勤務時間及び時間外勤務時間を甲に報告しなければならない。

(検査)

第 29 条 甲は、前条第 2 項の報告があったときは、当該報告を受理した日から 10 日以内に検査を実施し、その結果を乙に通知するものとする。

(派遣料金の算出及び支払)

第 30 条 派遣料金は月払いとし、派遣料金の計算期間は、月の初日から月の末日までの 1 ヶ月とする。

2 前項の派遣料金は、各日の派遣労働者の実労働時間を 5 分単位（端数については切り捨てる。）で算出したうえで、各月ごとに派遣労働者の実労働時間の総計に契約金額を乗じた額（1 円未満の端数については切り捨てる。）とする。

3 1 週間 38 時間 45 分の所定労働時間を超える時間外及び休日の労働時間に関する労働については、契約金額に各号を乗じた単価にて算出する。

- ア 時間外の労働時間に対する派遣料金は、25%の割増（端数については切り捨てる。）とする。
- イ 休日の労働時間に対する派遣料金は、35%の割増（端数については切り捨てる。）とする。
- 4 乙は、前条の検査に合格したときは甲に対して派遣料金の支払いを請求できるものとする。
- 5 甲は、前項の規定による請求書を受理した日から起算して30日以内に派遣料金を乙に支払うものとする。
- 6 乙は、甲の責に帰する事由により、前項の規定による支払いが遅れた場合においては、未受領金額について遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額に相当する遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の額に100円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てるものとし、その額が100円未満であるときはこれを支払わないものとする。

（関係書類の整備及び保管）

第31条 乙は、派遣事業の関係書類を派遣事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

（権利の帰属）

第32条 本契約に基づき、派遣労働者が業務の実施に当たって発生した権利は、全て甲に帰属するものとする。

（契約終了時の引継、移行支援）

第33条 乙は、本契約の全部若しくは一部を解除し、又は契約期間が終了した場合には、業務に支障が生じることがないように甲又は他社に対して、引継及び移行を支援しなければならない。

（事情変更の場合の措置）

第34条 この契約締結の時において予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化により、契約金額が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して契約金額を変更することができる。

（代表者等の変更通知）

第35条 甲又は乙は、その代表者又は住所を変更したときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

（契約外の事項）

第36条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関する疑義については、必要に応じて甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第37条 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

（書面契約による場合）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

（電子契約による場合）

本契約を証するため、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地
氏 名 福島県
福島県相双農林事務所長 ○○ ○○

乙 住 所
氏 名

令和 8 年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務委託仕様書
福島県相双農林事務所（農業振興普及部・森林林業部）

1 業務名

令和 8 年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務

2 目的

福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業を円滑かつ効率的に執行するため、福島県相双農林事務所（以下「甲」という。）が〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）に関連業務について業務委託し、乙の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を甲に派遣し、甲が派遣労働者を指揮命令して業務に従事させるために必要な事項を定める。

3 派遣労働者が従事する業務の内容と用意するもの

派遣労働者が従事する業務は、以下のとおりとする。

なお、検体の運搬に当たっては、乙又は業務に従事する者が所有又は借り受けた自動車等により運搬を行うものとする。また、電話による連絡事項が生じた場合には、乙又は業務に従事する者が所有又は借り受けた携帯電話等により連絡を行うものとする。

(1) 農林産物の検体の取扱い

原則として、甲のモニタリング検査計画に基づき、甲が所管する地域内（以下「管内」という。）での検体（モニタリング検査に供する農林産物）採取並びに福島県農業総合センター及び福島県林業研究センター（以下「センター」という。）への搬入を次のア～ケの手順で実施する。

なお、検体採取計画に変更が生じる場合は、その都度、甲の担当職員と協議し、又は携帯電話等による連絡調整を行いながら検体採取を行う。

また、玄米と米のモニタリング検査に関する業務については、甲から後日指示する方法により実施する。

ア 甲のモニタリング検査計画に基づき、検体採取が効率かつ円滑に行われるよう、管内の各直売所、農家、きのこ生産者等に電話連絡又は訪問し、各区域の採取予定検体数がかじめ定めた場所（集荷施設等）に搬入されること、又は農家から直接採取が可能であることを事前に確認する。

イ 事前確認を行った集荷施設、農家等から単独若しくは甲の職員とともに検体を採取する。その際、試料採取記録票に必要事項を記録するとともに、事前に準備したビニール袋「検体No、種類、数量、検体持込日、生産者名、市町村名」等の内容を確認の上、検体の劣化防止のための措置を講ずる。

ウ イで採取した検体を甲の職員が指示する場所へ運搬する。

エ 甲の職員の協力を得ながら、モニタリング検査に必要な情報の収集、試料採取記録票、モニタリングリストの作成を行う。

オ ウの検体について、甲の職員の指示により可食部以外の除去、洗浄、水分を拭き取る、異物の除去、細断など、センターに持ち込むため必要となる品目に応じた下処理の作業を行う。なお、森林林業部が実施するモニタリング検査品目については、上記下処理のほか、林業研究センターで測定を行うための検査検体を甲の職員の指示により作成する。

カ オの検体を「検体No、種類、数量、検体持込日、生産者名、市町村名」等を表示したビニール袋等に入れ密封する。なお、森林林業部が実施するモニタリング検査品目については、甲の職員の指示により実施する。

キ 買い物カゴ等に入れ、必要に応じ検体の劣化防止のための措置を講じ、定められた搬入曜日及び時間までに農業振興普及部が実施するモニタリング検査品目については、農業総合センターへ、森林林業部が実施するモニタリング検査品目については、林業研究センターに搬入する。

ク キの検体をセンター内の所定の場所に運搬し、試料採取記録票、モニタリングリストとともに、センター内への搬入作業を担当する福島県の職員の確認を受けて引き渡す。

ケ 行程及び回数

検体の搬入（農業総合センター及び林業研究センター）

南相馬市原町区（県庁）→郡山市日和田町→郡山市安積町 1～2回/週

検体採取 相双農林事務所相馬地区（相馬市、南相馬市、飯舘村、新地町）

1～2回/週

（※検査検体は農業総合センターを経由して林業研究センターへ搬入することを想定しているが、どちらか片方となる場合もある。なお、農業総合センターへの搬入は午前11時まで、林業研究センターへの搬入は午前12時までに必ず行うこと。）

（※「検体の搬入」と「検体採取」を一緒の行程で行う場合もある。）

「検体の運搬」と「検体採取」に係る走行距離（1台）12,000km/台

(2) 分析結果の検体提供者への報告

検査結果の検体提供者への連絡等を行う。

(3) 検体料支払い業務の補助

検体料支払いのための請求書徴収業務の補助を行う。

(4) データ入力

モニタリング検査や情報収集のデータを表計算ソフト及びワープロソフトを使用して入力する。

また、検体収集・採取場所の位置情報（座標）は地図ソフトを用いて把握し、入力する。

(5) 派遣労働者が用意するもの

上記業務へ従事するにあたって、派遣期間中は次の機器を用意し利用すること。

ア ノートパソコン

派遣労働者が業務に利用する下記使用に適合したノートパソコンを1台配備すること。

なお、当該パソコンは、県のネットワークシステムへの接続は不可のため、受託者が用意する無線回線を利用するものとするため、接続するための機器も併せて用意すること。

| 区分 | 機能基準 |
|-------------|---------------------------|
| 本体の形状 | ノートパソコン |
| ディスプレイ | 13～16インチ、フルHD |
| キーボード | JIS標準日本語配列 |
| CPU | インテル社製 第8世代以降のCore i5相当以上 |
| メモリ | メモリ容量8GByte以上 |
| ストレージ | SSD 128GB以上 |
| 基本ソフトウェア | Windows11 |
| ソフトウェア | Word、Excel |
| セキュリティ対策ソフト | 要 |

イ カラープリンタ

アで配備するノートパソコンで使用できるカラープリンタを用意すること。

なお、インクは受託者で用意し、用紙は県で用意する。
印刷量は月約 50 枚（カラー25 枚）とする。

4 派遣労働者の就業場所

- (1) 名 称 福島県相双農林事務所
- (2) 所在地 福島県南相馬市原町区錦町一丁目 30 番地
- (3) 電話番号 農業振興普及部 0 2 4 4 - 2 6 - 1 1 5 1
森林林業部 0 2 4 4 - 2 6 - 4 3 0 4

5 組織単位

福島県相双農林事務所農業振興普及部・森林林業部

6 派遣労働者を直接指揮命令する者

福島県相双農林事務所農業振興普及部 経営支援課長 松本 靖
森林林業部 林業課長 遠藤 賢治

7 労働者派遣の期間、派遣人数及び派遣就業する日

- (1) 派遣の期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

(2) 派遣人数

| 月 (R8年 度) | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 | 派遣 延日数 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------------|
| 日数 | 21 | 18 | 22 | 22 | 20 | 19 | 21 | 19 | 20 | 19 | 18 | 22 | 241日] |
| 人員 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 総人数 | 21 | 18 | 22 | 22 | 20 | 19 | 21 | 19 | 20 | 19 | 18 | 22 | 241[人・ 日] |

(3) 派遣の就業する日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。

8 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

- (1) 就業の開始及び終了時刻 8 時 3 0 分から 1 6 時 0 0 分まで
- (2) 休憩時間 1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで

9 派遣労働者の安全及び衛生の確保に関する事項

- (1) 甲及び乙は、労働安全衛生法等に定める諸規定を遵守し、派遣労働者の安全衛生等の確保に努めるものとする。
- (2) 乙は、労働安全衛生法に定める雇入れ時の安全衛生教育を行った上、甲に派遣しなければならない。

10 派遣労働者からの苦情の処理に関する事項

- (1) 派遣労働者から苦情の申し出を甲が受けた場合は派遣先責任者が、乙が受けた場合は派遣元責任者が当該苦情を適切かつ迅速に解決し、その結果を必ず派遣労働者に通知する。

(2) 甲及び乙は、派遣労働者から苦情の申し出があった場合には、互いに協力して迅速な解決に努めるものとする。

11 本契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

(1) 甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申し入れを行うこととする。

(2) 甲及び乙は、本契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責めに帰すべき事由によらない契約の解除を行った場合には、当該派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 甲は、甲の責めに帰すべき事由により本契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには本契約の解除を行おうとする日の30日前までに乙に対し、その旨の予告を行うこととする。当該予告を行わない場合には、甲は当該労働者の30日以上平均賃金に相当する額を損害賠償額として支払うこととする。甲が予告をした日と本契約の解除を行おうとする日の間の期間が30日に満たない場合には、派遣労働者の当該予告の日と本契約の解除を行おうとする日の30日前の日との間の期間の日数分以上の平均賃金に相当する額についての損害賠償を行うこととする。

(4) その他甲は乙と十分に協議した上で、適切な方策を講ずることとする。

(5) 甲は、本契約の契約期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。

12 派遣元（乙）責任者及び派遣先（甲）責任者に関する事項

(1) 派遣先責任者（甲）福島県相双農林事務所 農業振興普及部

副部長 鎌田 光仁 （連絡先：0244-26-1146）
森林林業部

副部長 松本 文章 （連絡先：0244-26-1171）

(2) 派遣元責任者（乙）〇〇〇〇 〇〇〇〇

〇〇〇〇 〇〇〇〇 （連絡先： - - ）

13 派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与に関する事項

甲は、派遣労働者に対し、甲の職員が通常利用する施設又は設備について、利用することができるよう便宜供与することとする。ただし、雨具、防寒着、作業靴等専ら派遣労働者個人に供するものは乙が負担する。

14 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

甲は、本契約の終了後、当該派遣労働者を雇用しようとする場合は、事前にその旨を乙に通知するものとする。

15 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

16 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 着手届（別記第1号様式）
- (2) 完了報告書（別記第2号様式）
- (3) 実績報告書（別記第3号様式）

実績報告書については別記第3号様式に派遣業務に係る日報を添付し、委託期間終了後甲が別途指示する日までに提出すること。なお、派遣業務に係る日報を派遣料金の請求時の提出しているものは、その提出を省略することができるものとする。

- (4) その他甲が必要と認める書類

17 業務上の留意事項

本業務の実施に当たって必要となり取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満であること。

なお、10万円を超える備品等について、リースあるいはレンタルで対応できるものは、財産の取得ではなく、極力リース等で対応すること。

18 委託事業により発生した収益の取扱い

委託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いた額を返還するものとする。

19 財産権の取扱い

乙の委託業務の実施に伴って取得した財産は、原則として甲に帰属するものであるが、次の全ての要件を満たした場合は、甲に申し立てて乙に帰属させることができるものとする。

- (1) 財産に関して出願・申請の手続を行う場合、甲に報告すること。
- (2) 甲が公共の利益のために要請する場合、甲に対し、当該財産を無償で利用する権利を許諾すること。
- (3) 正当な理由なく取得した財産を相当期間活用していない場合、甲の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。
- (4) 乙が財産に関する事業を実施しなくなった場合、当該財産を事業の目的に従い、希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱いを行うこと。

20 暴力団排除条項を確認するための書類

契約書第23条第1項第4号を確認するため、次の書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（別記第4号様式）
- (2) 役員一覧（別記第5号様式）

21 その他

- (1) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと。
- (2) 委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存すること。
- (3) 業務の中に生産者情報や検体提供者等に関する個人情報取扱事務が含まれるため、派遣労働者は福島県個人情報保護条例に従うこと。